

学校法人帝京平成大学評議員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人帝京平成大学（以下「学園」という。）の評議員の報酬等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(評議員の報酬)

第2条 評議員に報酬を支給することができる。

(報酬の支給)

第3条 報酬は、毎月22日（その日が休日及び金融機関休業に当たるときは、その前日）に、その月の月額を支給する。

(報酬の額)

第4条 評議員に対する報酬の額（年額）は、金60万円を上限とし、その範囲内で理事長が決定する。

(就任又は退任した場合の報酬)

第5条 新たに評議員に就任したときは、その日から報酬を支給する。

2 評議員を退任したときは、その日まで報酬を支給する。ただし、評議員に対する死亡月分報酬については、その全額を支給する。

3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、日割り計算とする。

(交通費等)

第6条 評議員が、学園の会議等に参加した場合には日当及び交通費を支給することができる。

(弔慰金の支給)

第7条 評議員が死亡した場合は、弔慰金を支給することができる。

2 弔慰金の額については、学校法人帝京平成大学慶弔規程の定めるところに従い決定する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(公表)

第9条 学園は、この規程をもって、私立学校法第100条第1項に定める報酬等の支給基準として公表する。

(詳細の制定)

第10条 この規程の運用について必要のある場合は、理事長は細則を定めることができる。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、2025年4月1日から施行する。